

【件名】 新型コロナウイルス関連情報（4月1日）

【領事窓口の業務日及び受付時間の変更について】

在ニューヨーク日本国総領事館では、3月31日（火）より当面の間、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を更に短縮しています。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10：30～13：00（査証申請受付：12：00～13：00）

3 電話受付

月曜日～金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がありましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。NY市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

【州政府等による措置等のポイント】

◎ (NY州) クオモ知事のメッセージ

- ・本4月1日にクオモ NY州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。
- ・マッキンゼー社のモデルによれば、ピークは4月末、影響は7月まで残る見込みである。
- ・ゲイツ財団に助成を受けた IHME のモデルによれば、全米で9万3000人、NY州で1万6000人がコロナウイルスの犠牲となる可能性がある。すなわち、他の州でも多くの犠牲者が発生する恐れがあるということであり、現在ニューヨークで起こっていることは将来に他州で起こり得ることを認識して協力する必要がある
- ・他者と距離を取ることが未だ徹底されないため、残念ながら NY市の全てのプレイグラウンドを閉鎖する。オープンスペースは引き続き利用可能とする。

◎ (NJ州) 確定申告の延長

- ・本4月1日、マーフィーNJ州知事は、確定申告 (tax filing) の期限を4月15日から7月15日に延期する旨発表しました。

◎ (PA州) 自宅待機令の州全域への拡大

- ・本4月1日、ウォルフ PA州知事は、これまで一部の地域に発令していた自宅待機 (Stay at Home) の行政命令について、本4月1日(水)午後8時から州全域を対象とすることを発表しました(4月30日(木)まで有効)。

行政命令の詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-sec-of-health-pennsylvania-on-statewide-stay-at-home-order-beginning-at-8-pm-tonight-most-prudent-option-to-stop-the-spread/>

◎ (WV州)

- ・本4月1日、ジャスティス WV州知事は、州内の学校の閉鎖を4月30日まで延期する旨発表しました。また、本年の WV州の予備選の投票日を5月12日から6月9日に変更する旨発表しました。

◎ (DE州)

- ・本4月1日、デラウェア州は DART (Delaware Authority for Regional Transit) により運営されるバスに乗車制限をかける旨発表しました。詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/04/01/dart-institutes-additional-safety-measures/>

◎現在、NY州、NJ州、PA州、WV州、DE州、CT州(フェアフィールド郡)全域で自宅待機令(Stay at Home Order)が有効です。つきましては、在住・滞在中の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から6フィート(約1.8メートル)離れて活動するようお願いいたします。各州の新型コロナウイルスに関する最新情報は下記サイトからご確認頂けます。

ニューヨーク州

<https://coronavirus.health.ny.gov/home>

ニュージャージー州

<https://covid19.nj.gov/>

ペンシルベニア州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Coronavirus.aspx>

ウェストバージニア州

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

デラウェア州

<https://coronavirus.delaware.gov/>

コネティカット州フェアフィールド郡

<https://portal.ct.gov/Coronavirus>

(注) 連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎米国移民局オフィスの一時閉鎖期間の延長

米国移民局 (USCIS) は、3月18日に開始されたオフィスの一時閉鎖を少なくとも5月3日まで延長すると発表しました。

なお、I-94に記載された滞在期限の延長については郵送等による申請が可能です。詳細は下記リンクをご参照下さい。

<https://www.uscis.gov/news/alerts/uscis-temporary-office-closure-extended-until-least-may-3>

<https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/C1en.pdf>

<https://www.uscis.gov/i-129-addresses>

<https://www.uscis.gov/i539online>

◎中小企業支援関連情報

・各州等の中小企業支援に関する情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染、予防等に関する情報】

1 4月1日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(()内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 83,712名 (75,795名)、死者数 1,941名 (1,550名)

・感染者数内訳 (主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 44,915名 (43,139名)、死者数 1,139名 (932名)

NY市の内訳（判明分）

クイーンズ区： 14,966名（13,576名）
ブルックリン区： 12,076名（10,904名）
マンハッタン区： 6,960名（6,446名）
ブロンクス区： 8,398名（7,625名）
スタテン島区： 2,480名（2,314名）

ウエストチェスター郡： 10,683名（9,967名）

○ニュージャージー州：感染者数 22,255名（18,696名）、死者数 355名（267名）
○ペンシルベニア州：感染者数 5,805名（4,843名）、死者数 74名（63名）
○デラウェア州：感染者数 368名（264名）、死者数 11名（10名）
○ウエストバージニア州：感染者数 191名（162名）、死者数 1名（1名）
○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 1,986名（1,445名）、死者数 46名（21名）
○プエルトリコ：感染者数 286名（239名）、死者数 11名（8名）
○バージン諸島：感染者数 30名（30名）

2 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置、各州等 HP（ホットライン）及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。

新型コロナウイルス関連情報：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

3 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしく申し上げます。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL:(212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
